

2020年1月10日

東芝機械株式会社

取締役会 御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、これまで貴社に対して、株式会社ニューフレアテクノロジー様（以下「ニューフレア」といいます。）による自己株式取得の公開買付け及び東芝デバイス&ストレージ株式会社様（以下「東芝デバイス」といいます。）又は HOYA 株式会社様（以下「HOYA」といいます。）によるニューフレアに対する公開買付けの二段階買収の手法が取られることによって、ニューフレア株式の売却について税引き後の手取り金額が最大になるよう、株式会社東芝様、東芝デバイス（又は HOYA）及びニューフレアとスキームの変更交渉されるようお願いして参りました。以下、3点ご伝達申し上げます。

1. 貴社は、2020年11月18日に開催された2020年3月期第2四半期決算説明会において、東芝デバイスによるニューフレア公開買付けについて対応を検討するとご説明されましたが、それ以降、当該対応に関して開示がなく、明確な方針が示されておりません。貴社は、本来であれば、ニューフレア株式の売却の方針につき、適時に開示すべきです。速やかに、貴社でのご検討に基づいたご対応方針につき、ご開示頂きますようお願い致します。
2. 弊社は、貴社の保有するニューフレア株式を、最も税務メリットを得られる方法であるニューフレアによる自己株式取得の公開買付けを通してご売却して頂きたく考えておりますが、HOYA によるニューフレア公開買付けが不成立になる可能性が高いことも踏まえ、それができない場合には、大変残念ではありますが、東芝デバイスによるニューフレア公開買付けに応募することによりご売却願います。
3. そのような中で、最も重要な点は、貴社がこれまで蓄積した不必要的内部留保に加え、今回のニューフレア株式の売却資金を用いて、株主価値向上及び ROE 向上を実現されるのかということですが、過去においてこの実現に向けて真摯に取り組んできたとはいえないと考えております。貴社が株主価値向上を軽んじる対応を改めない場合は、弊社グループ会社による貴社株式に対する公開買付けを含め、株主として貴社の株主価値向上のための諸対応を検討させて頂きたいと考えております。つきましては、2020年1月17日までに、貴社の株主価値向上を実現する施策のご

公表をお願い致します。なお、貴社は、弊社からの面談申し入れを拒否されていますが、もし、貴社において、貴社の株主価値向上について弊社と真摯に協議されたいご意向があるのであれば、事前に秘密保持契約を結び、2020年1月24日までとあらかじめ期間を区切った上で、貴社と弊社で議論をさせて頂く用意があります。その際、協議に必要な範囲内において、インサイダー情報を受領しても構いません。但し、協議期間の最終日までに適時開示又は白紙撤回によってインサイダー取引規制の対象外にすることをお約束頂くことが前提となります。貴社が弊社と協議を希望される場合には、1月15日までにご連絡を頂けますようお願い申し上げます。

敬具